

建設リサイクル標識の掲示について

ロゴデザインの使用目的

工事現場等において統一したロゴデザイン(標識)を掲示することで、住民への建設リサイクルへの認識及び理解を深めることを目的とし、平成22年度に公募により決定した。



近畿地方における建設リサイクル
ロゴデザイン(標識デザイン)

ロゴデザイン・標識の使用方法

建設リサイクル(3R)に取り組んでいる直轄全工事を対象に、請負者にロゴデザイン・標識の積極的な利用を依頼する。(利用規定、使用例等を添えて打合せ簿等で依頼し、請負者の自由な判断で使用する)

利用規程に反しない限り、使用料及び発注者の許可を要せず、請負者は工事現場に限らず自由に使用できる。

建設業の許可証等とともに近隣住民が目にする箇所に掲示することを依頼する。


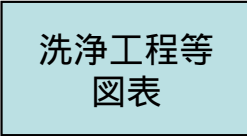
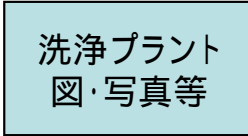
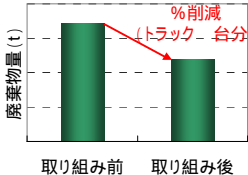
その他

建設業界等については、建設副産物近畿地方対策協議会の加盟団体を通じて周知済み。((社)日本土木工業協会関西支部、(社)日本道路建設業協会関西支部、(社)建設コンサルタンツ協会近畿支部、各府県建設業協会)

看板(標識デザイン)の使用イメージ

看板(標識デザイン)使用例

(特にPRすべき取り組みがある工事の掲示例)
 ・一般住民にわかりやすいよう、簡潔な表示、図表や写真を活用した看板を掲示する(使用する素材等は権利を確認)。

工事の 建設リサイクルの取り組み				
取り組みの名称	汚染土壌のリサイクル			
リサイクルの種類		リデュース	リユース	リサイクル
取り組みの内容	現場内の汚染土を水で洗浄し、現場内で再利用する			
				
取り組みによる効果	洗浄することで、000m ³ の土砂をリユース(再利用)し、処分場への搬出量が000m ³ 削減される。			
取り組みの期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			

看板(標識デザイン)使用例

(一般的な工事の掲示例)

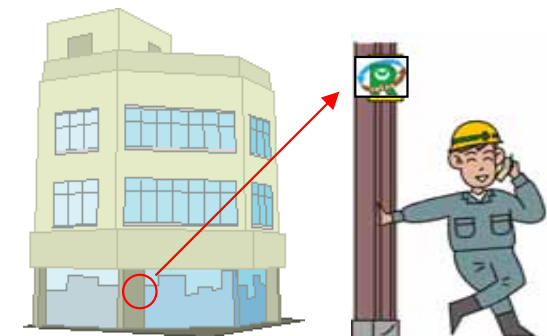


再生材を %使用

工事から発生する を に 再生して使用しています。 には %の が使用されています。

看板(標識デザイン)使用例

(可能な箇所のみ)柱等の部材について、直接ロゴデザインを添付する。



建設リサイクル標識デザイン利用規定

(目的)

第1条 本規定は、近畿地域^{※1}において、各種公表資料や工事現場などで建設リサイクルの取り組みを近畿各府県民にPRし、もって一般の建設リサイクルへの認識及び理解を深めることを目的とし、統一の建設リサイクル標識デザイン（以下、標識デザイン）を制定し、その使用について必要な事項を定めるものとする。

※1 近畿地域とは、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を指す。

(標識デザイン)

第2条 標識デザインは別図に掲げるものとする。

(利用に当たっての遵守事項)

第3条 標識デザインを利用する者（以下、利用者）は、標識デザインの利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第1条に定める目的以外の目的のために使用しないこと。
- 二 建設副産物対策近畿地方連絡協議会又は第三者の権利若しくは利益を侵害するおそれのある行為を行わないこと。
- 三 著作権法、その他の関係法令を遵守すること。

(利用の停止等)

第4条 建設副産物対策近畿地方連絡協議会は、前条各号に掲げる事項を遵守しない利用者及び、その他利用者として不適当と判断した者について、標識デザインの利用を停止し、利用者名を公表することができる。

(帰属)

第5条 標識デザイン意匠の著作権等、一切の権利は建設副産物対策近畿地方連絡協議会に帰属するものとする。

(使用規定の変更)

第6条 建設副産物対策近畿地方連絡協議会は、幹事会の決議を経て、本規定を変更することができる。

(その他)

第7条 建設副産物対策近畿地方連絡協議会は、標識デザインに関していかなる保証もその利用者には与えず、また、利用者の利用に関して一切責任を負わない。

附則

この規程は、平成24年2月21日から施行する。

